

湖北水道企業団ホームページ広告取扱要綱

平成23年8月12日訓令甲第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖北水道企業団が管理するホームページ(以下「企業団ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 企業団ホームページに掲載する広告は、バナー広告(企業団ホームページ内に表示される広告画像で、広告の指定するホームページにリンクするもの。以下「広告」という。)とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル 横120ピクセル
- (2) 形式 GIF(アニメーション可) JPEG PNG
- (3) データ容量 10キロバイト以下

(広告の位置及び枠数)

第4条 掲載広告の枠数は4とし、位置は企業長が指定する。

(広告の掲載期間)

第5条 広告掲載の期間は、原則1箇月単位とし、連続して掲載する場合は、最長12箇月までとする。ただし、再掲を妨げない。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、別途企業長が定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、1枠当たり月額1,000円とする。

2 前項の広告掲載料は、企業長が指定する期日までに、前納をしなければならない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載の募集は、企業団ホームページ、湖北水道だより等で公募することとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載申込等)

第8条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、企業長が指定する期間内に申し込むものとする。この場合において、同一申込者が申し込める広告は、

1月につき1枠とし、広告の内容及びデザイン等について、湖北水道企業団及び企業団ホームページの信用性、信頼性等を損なうことのないものとする。

(広告掲載審査会)

第9条 掲載する広告についての適正な運営を図るため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を総務課に置く

2 審査会は、広告の選定について審議し、企業長に報告しなければならない。

3 審査会は、次に定める者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 総務課長
- (3) ホームページ担当者
- (4) その他事務局長が指名する者

(広告掲載の決定)

第10条 企業長は、広告の申込みがあったときは、審査会に諮り、掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項の掲載の可否の決定に当たって、申込者が多数の場合は、先着順とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載許可の決定を受けた申込者(以下「広告者」という。)は、広告原稿を企業長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、原則として広告者の責任及び負担で作成するものとする。

3 企業長は、広告者から掲載広告の作成相談があった場合は、必要に応じて助言、協力等を行うことができる。

(広告内容等の変更)

第12条 企業長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令等(県例規、企業団例規等を含む。以下同じ。)に違反している場合、又はそのおそれがある場合は、広告者に対して、広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 企業長は、広告者が次の各号のいずれかに該当する場合には、広告者に対して何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を申込者が行わないとき。
- (4) 広告者、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、法令等に違反している若しくはそのおそれがあるとき又は前条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他企業団ホームページへの広告掲載が適切でないと企業長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告者は、自己の都合により企業団ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の広告掲載を取り下げるときは、書面により企業長に申し出なければならない。

3 第1項の広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第15条 広告者の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告者に還付する。

2 前項の還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額の総額とする。

ただし、還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、企業団の都合又は広告者の責めに帰さない理由により、企業団ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告者の責務)

第17条 広告者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、企業長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告者の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先の変更)

第18条 広告者は、広告のリンク先を変更しようとするときは、1週間前までに企業団に連絡するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

ホームページ広告掲載申込書

湖北水道企業団企業長 あて

申込者住所

氏名又は名称

㊞

電話番号

※ 団体に当たっては、主たる事業所の所在地、
名称及び代表者の氏名を記入してください。

下記のとおり湖北水道企業団のホームページに広告掲載を希望したいので申し込みます。
申込みに当たりましては、湖北水道企業団ホームページ広告取扱要綱の内容を承諾します。

記

掲載希望期間	年 月 日から 箇月 ※ 掲載期間は、1箇月単位です。
バナー広告 リンク先	http:// _____ ※ バナー広告デザイン案を添付してください。
業 種	

様式第2号（第10条関係）

湖北水発第 号
年 月 日

様

湖北水道企業団企業長

㊟

ホームページ広告掲載許可（不許可）決定通知書

年 月 日付で申込みのありました企業団ホームページへのバナー広告掲載申込みについて、下記のとおり決定したので、通知いたします。

記

掲載の可否	・掲載します ・掲載しません
	理由
掲載期間	年 月 日から 箇月
掲載料	円（1,000円× 箇月）